

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

- 1 日時
平成 24 年 4 月 17 日（火曜日）
午前 10 時 2 分開会、午後 0 時 20 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、郷右近浩委員、
名須川晋委員、千葉伝委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤枝担当書記、工藤担当書記、及川併任書記、星野併任書記、久慈併任書記、
稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、杉原農政担当技監、
沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、
寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、
大村技術参事兼漁港漁村課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、
大友団体指導課総括課長、小田島団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、
工藤農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、
鈴木農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、
中南農産園芸課水田農業課長、渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、
佐野林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、
佐藤森林保全課総括課長、石田水産振興課漁業調整課長、
内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、佐藤競馬改革推進室特命参事、
高橋競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
1 名
- 8 会議に付した事件
(1) 継続調査
「養殖業の復興について」

9 議事の内容

○高橋昌造委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。藤枝担当書記、工藤担当書記、及川併任書記、星野併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記。

次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、新任の高橋嘉行理事を御紹介いたします。

○高橋理事 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋昌造委員長 東大野農林水産部長から農林水産部の新任の方々の御紹介をお願いいたします。

○東大野農林水産部長 菊池寛副部長兼農林水産企画室長です。

杉原永康農政担当技監です。

沼崎光宏農村整備担当技監兼農村計画課総括課長です。

大村益男技術参事兼漁港漁村課総括課長です。

高橋昭雄農林水産企画室企画課長です。

泉裕之流通課総括課長です。

千葉匡農業振興課担い手対策課長です。

高橋涉農産園芸課総括課長です。

中南博農産園芸課水田農業課長です。

渡辺亨畜産課総括課長です。

及川団畜産課振興・衛生課長です。

阿部忠一森林整備課総括課長です。

内宮明俊競馬改革推進室競馬改革推進監です。

高橋徹競馬改革推進室特命参事です。以上をもちまして新任職員の紹介を終わります。

○高橋昌造委員長 以上で執行部職員の紹介を終わります。御苦労さまでした。どうぞ執行部の皆さん入ってください。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、養殖業の復興について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 それでは、お手元の資料に基づき御説明いたします。

表紙には4枚の写真を載せてございます。左上の写真は、被災前の養殖漁場で、整然と養殖施設が設置されております。右上の写真は、今般の津波により陸上の防潮堤に打ち上げられた養殖場のカキと、その施設の一部であります。養殖施設のほとんどがこのように打ち上げられたり、流失したりいたしました。左下は、復興に向けて製作中の養殖施設で、

左側中央には並べられたコンクリートブロックが、右側中央には養殖ローブに固定された黄色の浮き球があります。これらが連結されて養殖漁場に設置され、現在は養殖施設として使用されております。行く行くは、左上の写真のように養殖施設が整然と並び、養殖業が復興されるよう事業を推進しているところであります。右下は、既に復旧した養殖漁場で生産されたワカメのボイル作業の写真であります。ことしは、しけ等の影響もあり、養殖ワカメの刈り取りが例年よりおくれ、現在、生ワカメの生産も若干行われておりますが、このようなボイル塩蔵作業が盛んに行われているところであります。

それでは、1ページをお開き願います。資料の構成であります、1行目にありますとおり、1本県の養殖業と被害状況、下段には2養殖業の復興に向けた取組、そして飛びまして5ページになりますが、中ほどに3養殖業の再開状況、そして最後の6ページ中ほどに4今後の取組としております。

それでは、1ページにお戻り願います。1本県の養殖業と被害状況であります、まず(1)被災前の生産状況について御説明いたします。右の図や表にありますとおり、平成21年の本県海面漁業・養殖業生産額は399億円でありまして、そのうち養殖生産額は112億円で約3割を占めています。養殖種目別では全国1位の生産量を誇るワカメが47億円、全国2位の昆布が15億円、ともに全国4位のカキが26億円、ホタテガイが18億円となっております。養殖業は、漁協が漁業権の免許を受けて管理し、中ほどの写真にありますとおり、海面にはえ縄式やいかだの養殖施設を設置するなどして組合員により生産が行われております。中ほどの写真のうち、今はえ縄式と言いましたけれども、真ん中の写真ですが、これは延長の延、延縄の延という文字が落ちておりますので、済みませんが、加えていただきたいと思っております。被災前の平成22年の養殖施設の設置台数を左の表に示しておりますが、ワカメが1万2,370台で最も多く、次いで昆布、ホタテガイ、カキ等の順で合計2万6,514台でありました。また、それらの養殖業を営む組合員を行使者数として示しております。ワカメが最も多く1,592人、次いでホタテガイ、昆布、カキ等の順となっております。

(2)の被害状況であります、被害額は施設被害が131億円、養殖水産物が132億円であります。

次に、2の養殖業の復興に向けた取組についてであります、漁協を核とした養殖業の構築ということで、県は漁協が養殖施設を共同利用施設として整備するのに支援しており、特に比較的短期間で生産、出荷が可能なワカメ、昆布養殖について、平成24年春や夏の出荷に間に合うよう施設整備に取り組んできました。養殖業の復興には養殖施設の整備ばかりでなく、1ページから5ページに(1)から(7)としてお示ししましたとおり、倒壊、沈下した漁港の復旧、養殖漁場に堆積したがれきの撤去、流失した漁船の確保、養殖の再開に必要な養殖用種苗の確保、流失、損壊した荷さばき施設や加工機器等の整備、生産出荷が可能となるまでの漁家経営の安定対策などさまざまな支援が必要であることから、県といたしましてもそれぞれに対し取り組んでまいりました。これらの取り組みについて

御説明いたします。

まず、(1) 漁港の応急復旧と漁場のがれき撤去であります。被災した 108 漁港のすべてで早急に漁港機能を回復するため、航路等のがれき撤去、岸壁等の応急復旧や本復旧を進めるとともに、養殖施設の設置の障害となる養殖漁場のがれきの撤去を行いました。それぞれの関係事業費を右の点線枠に示しております。

次の 2 ページをごらん願います。(2) の漁船の整備であります。養殖施設の復旧作業や養殖業の再開に不可欠な漁船を早期に確保するため、漁協等による共同利用漁船の整備を支援いたしました。平成 24 年 3 月末現在で 3,793 隻が新規に登録され、被災漁船に対する復旧率は約 3 割となっております。

次に、(3) 養殖施設の整備であります。県では国の予算措置に先駆けて漁協の施設整備を支援することとし、後に国庫補助事業を導入して、今年度は約 45 億円の予算で約 1 万 1,000 台の整備を目指しました。単なる復旧ではなく、係留ロープやアンカーブロックをより強固なものにするるとともに、漁協の共同利用施設として施設の規格統一を進め、災害により強い施設の整備に努めております。平成 24 年 3 月現在、養殖施設として 1 万 2,355 台が稼働しており、これは震災前の 47%に相当いたします。そのうちワカメが 6,885 台、震災前の 56%、昆布が 2,837 台で 52%、カキが 1,396 台で 47%、ホタテガイが 925 台で 20%等となっております。平成 24 年度は約 15 億円の予算で約 4,000 台の整備を目標としており、漁協等の要望を踏まえながら引き続き支援していきます。

次に、(4) の養殖種苗の確保であります。養殖用種苗の確保に向けて県単独事業を創設し、ワカメ、昆布種苗の生産委託と昆布、ホタテガイ、カキ種苗の購入費補助を実施いたしました。

次の 3 ページにこれらの種苗生産量、種苗購入量と種苗の写真をお示ししましたのでお聞き願います。上の表は、ワカメ、昆布種苗生産業務委託による種苗生産量であります。ワカメ種苗で県漁連に委託したものは、各漁協で行う種苗生産に係る経費に対して県漁連を通じて支援したものであり、また栽培漁業協会に委託したものは被災により種苗生産能力が低下した漁協や、これまで自前生産していなかった漁協に対し、種苗を無償配布するために種苗生産を委託したものであります。昆布種苗で栽培協会に委託したのもワカメ種苗の委託と同様の理由であります。

下の表は、養殖用種苗購入支援事業による種苗購入量であります。いずれの種苗も各漁協が行う県内外からの種苗購入の経費に対する補助であります。ホタテガイ種苗は、養殖苗等の不足などにより稚貝の購入数量が少なく、早い出荷が期待できる半成貝での購入数量が多くなっております。

左上は、ワカメの採苗時の写真で、7 月から 8 月に水槽の中にめかぶとシュロ縄を入れ、めかぶから出た胞子をシュロ縄に付着させようとしているところであります。その下の写真は、11 月ごろワカメがシュロ縄に発芽し、これを種糸として養殖ロープに巻きつけます。そして、3 から 4 月の収穫作業となっております。右上がカキ種苗の原盤で、ホタテガイ

の貝殻に小さくてよく見えないのですが、カキ種苗が付着しております。これを1枚ずつ養殖ロープに挟み込みます。生産出荷までは2年から3年ほどかかります。右下のホタテガイの稚貝で、これをひざの上に乗せてあるホタテネットに入れ、養殖ロープにつるします。これも生産出荷まで2年から3年ほどかかります。

次の4ページをごらん願います。(5) 荷揚げ施設等の整備であります。ことし春のワカメ収穫期に間に合うよう、陸揚げ岸壁等の整備を進め、現在すべての漁港が使用可能となっているほか、潮位の変化にもかかわらず荷揚げ作業が可能な漁港数は全体の約3割となっております。また、漁船の陸揚げやワカメ等生産物の荷揚げに必要な各種クレーンについて、合計35基の整備を進めてきたところであり、岸壁の復旧工事とあわせて補助事業等で整備を進めていきます。左の写真は、本復旧した岸壁とホイストクレーンで、漁船やワカメ、昆布などの生産物の荷揚げ用であります。右は、生産物専用の荷役クレーンであります。

次、(6)の加工機器等の整備であります。ワカメ、昆布の付加価値を高めるためのボイル塩蔵加工などに係る加工施設や機器、ホタテガイやカキの洗浄機など省力化機器の復旧、整備についても支援を進めております。養殖を再開した19漁協中、15漁協の加工施設や加工機器等の整備を支援しております。左の写真は、生ワカメがボイル施設に搬入され、ボイル釜に投入されているところであり、右はこのボイルしたワカメに塩をまぶしているところであります。

次に、5ページをお開き願います。(7) 養殖業の経営安定化対策であります。養殖生産物の生産、出荷までは時間を要しますが、この間収入の確保が難しい養殖業者の経営の安定を図るため、養殖生産に係る賃金や資材費などが補助される国のがんばる養殖復興支援事業の導入検討を促進しております。この事業は、図の左端の国がつくった基金事業を漁協が導入し、漁協と組合員による共同体とが生産契約を締結して実施されるものでありまして、生産に係る経費、いわゆる事業費が基金から先渡しされ、その経費を用いて共同体が養殖生産を行い、生産物を漁協が販売し、販売金額をもって基金へ返還する仕組みとなっています。販売金額が経費を下回った場合、赤字分の10分の9が国費で補てんされます。現在ここに記載されております各漁協において事業導入が検討されております。

次に、3養殖業の再開状況であります。まず漁期中であるワカメの生産、出荷状況について、ことしのワカメの生産は、行使者数1,062名。ここは平成23年比となっておりますけれども、平成22年比であります。訂正をお願いしたいと思います。行使者数1,062名で実施されており、先ほど1ページに示した平成22年の行使者数に比べ約67%であります。種苗の巻き込み状況から約1万4,000トン前後が生産されると推定しております。4月10日現在で生ワカメは6,673トン、約10億円が出荷されております。また、ボイル塩蔵製品は、4月7日現在で薬物が369トン、5億7,400万円が出荷されております。生ワカメの生産は間もなく終了となりますが、ボイル塩蔵ワカメの生産は今月下旬まで行われるとのことあります。今漁期の県内養殖ワカメの単価は、表に示しましたとおり生ワ

カメが 150 円で、平成 22 年度に比べ約 1.6 倍、ボイル塩蔵ワカメが 1,556 円で約 2.2 倍となっており、生産量が減っている割には生産金額が伸びている状況にあります。

次に、6 ページをごらん願います。(2) 昆布の生産見通しであります。今年度の行使者数は 508 人で、平成 22 年度対比約 70%となっております。湯通し塩蔵昆布などが生産される見込みであります。昆布の収穫は、通常 5 月から 6 月であります。ことしは一部の地域で時期の早い種苗を用い、4 月から収穫が開始されているところもございます。

次に、(3) カキ、ホタテ等の養殖再開状況であります。カキ及びホタテガイは 2,321 台の施設を用いて養殖用種苗購入支援事業で購入された種苗等の育成が開始されております。カキについては、一昨年度及び昨年度に採苗されたものが養殖されており、一部地域で既に出荷が開始されておりますが、本格出荷はことし秋から開始される見込みであります。ホタテガイについては、北海道から導入した半成員の出荷がことし夏以降開始される見込みとなっております。

最後に、4 今後の取組についてであります。平成 23 年 8 月に策定いたしました本県の復興計画においては、平成 25 年までの 3 カ年で約 2 万台の養殖施設を整備する計画となっておりますが、国の予算措置の状況や漁協等の要望を踏まえながら、必要に応じて整備期間や整備台数の見直しなども検討していきます。また、震災以前から高齢化等による漁業従事者の減少が問題となっており、今般の被災による廃業者の増加も懸念されますことから、養殖生産量を震災以前の水準まで回復させるとともに、生産性、収益性の高い経営体の育成を図るため、経営規模の拡大を目指すこととし、機械化や作業の共同化等による省力化、効率化を推進するほか、平成 25 年 9 月の区画漁業権切りかえに合わせ、機械化に適した施設配置など漁場利用の効率化にも取り組んでいきます。さらには、養殖生産物の安全かつ円滑な陸揚げや小型漁船の安全な係留を早期に確保するため、岸壁や防波堤などの本格的な復旧工事を順次行ってまいります。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○佐々木茂光委員 今後の取り組みということの中で、廃業者が出ているというお話なのでありますが、さきにもお話ししたところ、今年度の総会等があればはっきりとその辺の廃業される方が、そこそこ人数が出てくるだろうというお話がありました。主に廃業する理由というのはどのようにとらえておるのでしょうか。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 養殖業での廃業ということでもありますけれども、養殖業のほかにもいろんな漁業とあわせて漁業者はやっているわけですが、そのための設備投資がかなり大きいということから見合わせをしている人もいらっしゃると思いますし、また現在住む場所が浜ではなくて仮設住宅とか、あるいはよそに行かなければならないというようなことで、今すぐには戻れない人もいるのだろうと思っております。これまでも平均年齢が約 60 歳でありまして、高齢化ということもあって、このたび廃業ということはかなり高齢の方は考えている方もいらっしゃると思いますし、また本県の養殖業が家族経営体を中心としてやっておりますことから、今回の震災で亡くなられた方、こ

れは漁業者が亡くなればそれは減るわけでありまして、また奥さんとかが亡くなれた場合もなかなか養殖業を維持するというのは難しい場合もあるかと思えます。そういうことがいろいろあって、今回廃業者がそれなりに出るのではないかと考えております。

○佐々木茂光委員 私が申し上げたいのは、廃業しますということ、組合でもそうなのですが、はい、わかりましたという形で、要は実質的な考え方が非常に大切だというのはもちろんわかるのですが、やはり岩手県としても漁業者が離職していく、それから当然その分の生産額が落ちていくと。例えばワカメでも1経営体ぐらいが仕事をやめるといって、水揚げでも500万から800万ぐらいの1経営体が抜けるわけです。それが当然、その生産額にも水揚げ額にも岩手県の中にいろんな影響が出てくるわけです。私は、個に頼るということももちろん大事なのですが、皆さんまだまだ生産力はあるわけです。70代の人も実際は、今までは震災がなくして作業をやれば、もしかすると80歳までは十分沖でも仕事ができる年齢なのです。ただ、それがこのたび震災で家屋をなくし、家族をなくすと、いろんな条件の中で、まさにあきらめの境地でみんなやめてしまうのです。私はそういうところにも何かの歯どめをかける必要があると思うのです。その人たちが生産の能力を上げながら、まさに専門職ですから、物づくりのプロであります。そういったことを考えると、例えば1軒の方がやめるのであれば、隣の人、例えば2軒、または3軒で同じような施設展開ができるはずなのです。そういったところにやっぱり働きかけをするということも非常に大切かと思うのですが、これは組合のあり方というのが、例えば1経営体でないとか、施設運営をしていく上では個々の管理だからだめだとかといろいろ制約があるやにも聞いているのです。だから、その辺を半ば組合管理のもとで生産者を離さないような仕組みというものもそろそろ手をかけていかなければならないのではないかなと思うのですが、もしその辺の考えもありましたらばお聞かせ願いたいと思います。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 いかにして漁業者を漁業に、養殖業に引き戻すかということで、県といたしましてはさまざまな、今申し上げましたような施設ばかりではなくて、生産、加工にかかわるあらゆるところの部門の復旧、復興を目指して支援事業を導入しているところであります。そういう中で、この9分の8という非常に高い補助率をもって漁業者に対しては、行政としてはきっちり支援をするから戻ってもらいたいということで我々は今取り組んでいるところであります。

あと漁業者にいたしましても、今養殖生産をしている方々がきちっと生産をできるという姿を見れば、養殖業で自分もとあるいは思ってくださいのではないかとということで進めている部分もあります。各漁協に対しましては、先ほどの平成25年の区画漁業権の切りかえもありますけれども、こういう中で今各漁協から要望等を聞き取っておりますが、お話がありましたとおり、漁業の生産をきっちりやっつけていかなければ漁協経営もやはり厳しくなってくるわけでありまして、またそれを回避するためには養殖漁業者、ああいった部分をいかに規模拡大して生産を上げていくのか。その生産を上げるということは、県といたしましてもマクロの面できっちり生産がなければ岩手のブランドとして維持できません

ので、何としてもそれを呼びかけていきたいと思っています。

○**工藤大輔委員** 数点お伺いしたいと思います。

今に関連する点を先に質問したいと思いますけれども、今度の区画漁業権の切りかえに向けての基本的考え方についてお伺いしたいと思います。といいますのも、佐々木委員が言われたとおり、生産力を高めながら、維持しながらの復旧というものは何よりも必要だと思っています。そういった観点から見ると、一つはこの区画漁業権、これから切りかえに向けてどのように対応するのかということが一つの大きな視点になってくると思いますのでお伺いしたいと思いますし、またこれはそれぞれの組合の考え方にもよるのでしょうかけれども、廃業者向けに組合の中で共同作業するような対応なんかを進めていかないと、個人的な生産というだけでは投資分が大きい、また年齢を考慮すると、そこにもう一度という気持ちになかなかないということを考えたら、やはり組合事業というものをふやしていく考えも必要かと思いますが、それらについての御見解をまずお伺いしたいと思います。

○**寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長** 区画漁業権の切りかえに当たりましては、今各漁協にヒアリングをしておりますけれども、いずれにしましても先ほど申し上げましたとおり、きちっと生産を上げるということを念頭に置きながら、やはり意識してこの切りかえの考えを漁協としてまとめてもらいたい。それを我々としては、さっき言いましたように生産をどうして、岩手のブランドを守っていくのかという観点から、意見も述べながら進めていきたいと思っています。

それから、共同作業化ということで、船も養殖施設も漁協の共同利用施設として整備しているわけでありまして、なかなかこれまで漁業者というのは隣に負けたくないという競争意識が強いことからなじまないところでありまして、今はやはり物が少ない、台数も非常に少ないので、共同に取り組んでいるところでありまして。船ではなかなか難しい部分があっても、養殖施設であれば、先ほど申し上げましたように、家族の中で欠けてもお父さんたちだけを集めるとか、そういう仕組みもあります。これは、広田湾漁協のほうで既に実施している部分でありますし、こういうことも皆さんに伝えながらその取り組み、そのためにはどういう施設整備をしていくのかということになりますので、漁場の間隔をあけて、例えば定置船なんかはワカメの刈り取り機を整備してやれるような施設間隔をあけるとか、そういう工夫もそれぞれの漁協の状況に応じてこちらとしても提案しながら進めていきたいと思っています。場合によっては、漁協の事例等も中には検討するところがあれば、そこら辺も一緒になって考えていきたいと思っています。

○**工藤大輔委員** そうすると、例えば生産者が減った場合に、廃業者がふえた際、一つの経営体が導入できる数を、何割増しか、ふやすということも十分検討されるかどうかというのを確認したいと思いますし、野田村のホタテなんかも、あれは個人でしたか、組合でやっているのかなと思ったのですが、そこをまずちょっと確認させてください。

○**石田漁業調整課長** 初めに、野田村のホタテの生産ですけれども、震災前につきましては各漁業者個人で施設を運営しながら生産していたところです。今般被災を受けましてホ

タテの施設整備を受けるに当たっては、組合の共同利用施設として整備しまして、これでもって共同利用の形を整えて生産を進めるということで聞いております。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 生産者、漁業者が減った場合、1経営体当たりの生産台数をふやすかどうかということでありまして、このあいた漁場の部分を、1経営体の規模拡大を図っていかなければ当然施設台数がふえませんが、ふえることによって生産も比例してまいりますので、我々としては意欲ある漁業者、いわゆる企業が入るのではなくて漁業者による、例えば雇用の形態を導入できないか、そういうことも考えながら規模拡大をそれぞれ提案していったりしていきたいと思っています。

○工藤大輔委員 わかりました。漁場の有効活用をぜひ進めていただきながら、生産量をまず戻すということと、さらに拡大できるように、効率も高められるようお願いしたいと思います。

それで、養殖施設の現在の復旧の状況と、それにあわせての要望の関係なのですが、当初の計画については先ほど御説明をいただいたところであります。まず昨年度分、整備していく過程の中で、現状と、またこれからの要望の点について、当初の計画と変わってきている部分があるのかどうかお伺いしたいということと、あとはこれまでの復旧の事業等を見ると、例えば漁業系の資材の取得方法などを見ても、それぞれの組合で国の事業を使うか、また、積極的に使わないような組合も見受けられます。本来であれば、率のいい国のメニューを使っての復旧に向けた体制をとることが各漁業者について有利な方法だと思いますが、どうも組合が積極的ではないというところも感じるのですが、この点についてどのような認識に立っているのかお伺いします。

○石田漁業調整課長 養殖施設の整備の数につきましては、先ほどの資料の2ページでお示ししましたとおり、平成23年度予算事業におきまして約1万1,000台と、それから平成24年度につきましては当初予算で4,000台規模の整備を目指しているところでございます。現在の実績につきましては、施設数としては1万2,355台ですが、そのうちの7,500台程度はワカメの養殖施設に充てられておりまして、まずは現場のほうでは早期に生産できるワカメを手当てするというところで動いております。残りの施設につきましては、ホタテガイ、カキなど貝類養殖でして、これから利用区分けが出てくるものと考えております。

それから、平成24年度に整備するものにつきましては現在要望をとっているところでございまして、その要望の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 資材の取得に関して、漁協によってその積極性が違うということでありまして、私たちはこの事業導入に当たっては、それぞれの漁協、水産部、あるいは水産振興センター、我々が一緒になって説明会を行い、要望取りをやっております。漁協にいたしましても、それぞれの被災の状況、それから漁協の取り組んでいる養殖の種類、今申し上げましたとおり、まず収入が早いワカメ、昆布を優先して施設整備をしていく、次の段階で若干出荷まで年数がかかる貝類ということではありますが、特にホタテについては養殖資材のネットが不足したということが一つネックになっ

てなかなか養殖が進んでいない部分もありますので、そこら辺を含めて漁協のほうには事業の話をしながらか、やはり漁業者の希望を吸い上げて要望してくるようにな進めているところでもあります。

○工藤大輔委員 わかりました。きょうは、このテーマは養殖業の復興ということなので、漁船利用のほうも含めてあったので、これはまた別な機会にしたいと思います。

最後なのですけれども、この養殖業、一連のつくり育てる漁業という全体でお伺いしたいと思いますが、やはり種苗生産の確保ということは何よりも大切になってくると思います。漁協の経営がもともと厳しいということ、そしてまた被災に遭って収入がなかなかなかったということもあって、国や県の対応について、これら種苗生産の供給事業を創設したということは高く評価したいと思います。ただ、これは1年だけというわけにはなかなかいかず、最低でもワンサイクル回るぐらいに、これからもこの事業を継続していかなければ、安定したつくり育てる漁業の再生というところに結びつかないと思いますが、この種苗生産の確保について、これからどのように取り組んでいくのか、考えているのか、お伺いしたいと思います。

○石田漁業調整課長 つくり育てる漁業の種苗生産の確保につきましては、サケ、マス、アワビ、ウニ、それからワカメ、昆布、ホタテ等、これらの施設の整備を伴った事業でございます。国のほうでは被災地域の種苗生産の確保につきまして5年間のマスタープランで施設の整備を支援するという計画を出しております。県といたしましては、地域の現状を調査し、それから各漁協、漁業者の要望を聞きながら県営の施設の整備も含めまして国の補助事業の対象となるよう国に要望しまして整備を進めていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 この分野、生産者の期待が非常に大きい分野でして、これを着実に進められるかどうかということが大きなかぎを握っていると思いますので、ぜひ引き続き予算確保に向けても最大の努力を発揮していただきますようによろしくお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 答弁はいいですね。

○工藤大輔委員 いいです。

○吉田敬子委員 私のほうからは1点、今後の取り組みの中で伺いたいのですが、これから機械化や作業の共同化等による省力化、効率化を推進されるということなのですが、機械化の中で具体的にどのように進めていくか、もし今の段階であれば、ちょっと御意見伺えますでしょうか、お願いします。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 機械化といいますのはワカメの刈り取り機械ということで、今、船にその刈り取り機をつけて効率を上げていくということを進めているところでもあります。それから、あとは塩蔵ボイル加工をするときに、今までのタンクに塩とワカメを入れてやるのではなくて、新しい方式は洗濯機のような形でぐるぐる攪拌しながら、その中に熱湯に入れたワカメや昆布なんかを入れることによって非常に短時間で、しかも均一に塩蔵できるような装置も水産技術センターで開発し、業者と一緒に

なっつつくっているわけでありましてけれども、今回、漁協の組合員、あるいは漁協が整備したものが流失いたしましたので、今、一生懸命民間の加工機械業者がそれを生産して進めていると。そういうのをより多く普及しながら漁業者の省力化、これが養殖業から離れていこうとすることの防止にもつながると思いますので、そういうことを進めていきたいと思っています。

○吉田敬子委員 これから新しく機械を導入されるということで、できれば木質バイオマス系のボイラーとかを水産業の中でも熱利用だとか電源としても導入することというのは多分できると思うのですが、林業サイドを支えていくという意味でも、もし新しい機械を導入される場合に、そういった観点でもぜひ進めていっていただきたいのですが、そういった方向性というのは今の段階であるのかどうかお伺いいたします。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 今まで電気関係で回すようなことしか頭になかったものですから、今、お話ありました木質バイオの関係で漁業者のほうで活用できるものがどういうものがあるのか、林業サイドのほうのお話も伺いながら検討していきたいと思っています。

○吉田敬子委員 他県でこういったバイオマスのボイラーとかを水産業の施設のほうでも導入されているような取り組みがあるみたいですので、林業と水産業も横でつながりながら、お互いに相乗効果というか、支えていけるような仕組みもぜひ新しい観点で進めていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

○高橋昌造委員長 お答えはいいですね。

○吉田敬子委員 はい。

○高田一郎委員 では、二つほどお伺いいたします。

まず、養殖業の経営安定化対策ですけれども、昨年の第3次補正予算で、事業化になったがんばる養殖復興支援事業ですか、これについて先ほどの説明では、県内では10の漁協が事業を検討されているというお話でありましたが、養殖業を再建する上で大変使い勝手がいいといいますか、大変積極的な、これまでにない支援策だと思うのですが、この説明を見ますとなかなか前に進んでいないのではないかなと思われる説明になっていますけれども、もう少し具体的な実態について説明していただきたいと思っています。

それから、船の確保の問題ですけれども、先ほどの説明でありますと3月末現在で新規の登録数が3,793隻となっていますけれども、当初予算規模では6,800隻となっております。これは、年度末で交付決定はどの程度になっているのか、具体的な数値があれば示していただきたいと思っています。

○石田漁業調整課長 初めに、漁船の確保の状況でございますけれども、平成23年度末までに国の交付決定を受けた漁船数は6,100隻ほどとなっております。県の予算規模では6,800隻ほどの事業規模を想定しておりましたけれども、国の交付決定は6,100隻となっております。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 がんばる養殖復興支援事業のほうであります

が、今どれぐらい進んでいるかという話でありますけれども、現在具体的にこの事業を導入するというので2つの漁協が漁協内に協議会を立ち上げて、今要望を進めているところで、具体的に動いております。ワカメは今漁期で間に合いませんでした。カキ、ホタテについて、これを何とか導入して、カキ、ホタテであれば——さっきは早く収入を得るものもあって、動いてはいると言いましたけれども——やはり基本的には2年、3年かかります。その間収入がないということでもありますので、ぜひこの事業を導入して漁業者の生活、経営の安定に資してもらいたいということで、今積極的に動いているわけでありまして、これについては各県養殖の形態も違ってまいりますので、同じパターンでいかない。本県の場合もどれぐらい賃金としてもらうのがいいのか、施設についてもどういう減価償却を見ていくのかとか、さまざまな違いがありますので、漁協ごとにそれぞれ練っているところでもあります。国に対しても岩手県の意見をどんどん上げて、それらが実現できるように調整をしながら進めております。もうじきカキ、ホタテのほうが中心となっていきますが、中にはやはりワカメでも、今漁期はなしにしても来漁期から入りたいということで検討しているところもありますので、まず我々としてはこれを何とか進めていきたいと思っております。

○高田一郎委員 船の確保の問題についてですけれども、6,800隻の予算に対して、今のお話ですと6,100隻が交付決定になっておりますが、今までの6,800隻の予算はどういう形になってくるのでしょうか。この6,800隻の予算というのは生きているのかどうかというところが一つと、交付決定がされた6,100隻についてはいつごろまでに登録になるのか、その見通しについてお伺いしたいと思います。

○石田漁業調整課長 6,800隻規模の予算ですけれども、予算と隻数がぴったり合うというわけではないので、予算を見積もるに当たって6,800隻程度ということで予算を確保させていただいたところなんです。実績につきましては、鋭意補助金の精算をしているところなんですけれども、6,100隻程度という交付決定になりましたので、幾らかの予算が残ることになるかと思っております。これにつきましては、国のほうには不用額ということになるかと思っておりますので、これから漁業者が要望するに当たっては平成24年度もまた予算がございますので、それを充てて整備していきたいと思っております。

それから、6,100隻の船の整備につきましては、平成24年度末ということで国のほうは今期限を示しておりますので、平成25年3月末日までの納期を目指して整備を進めております。

○高田一郎委員 被災地に行って漁民の皆さんとお話すると、このような漁船の登録数、テンポではとても漁民が生きていけないと。本当に養殖をやめざるを得ないという声もたくさん寄せられています。議会でもたびたび問題になっている増産体制、県も国に対して要望しているとは思いますが、やはり国が責任を持ってしっかりと増産体制を強化していかないと、漁民は大変な状況ではないかなと思っておりますけれども、国の動向、増産体制に向けた対応について、何か変化があるのかどうかというところをちょっとお伺いし

たいと思います。

○石田漁業調整課長 船の供給につきまして、前回の委員会でも申し上げましたとおり、国のほうも業界に働きかけていただいております。ただ、なかなか業界のほうも整備が進まないところもありますけれども、国産メーカーで大手がまず4社ございまして、その最大手の業者が宮城県名取市の郊外、菅生というところに東北地区の船の供給基地をつくりまして、本体のかた船をつくったものをそこでいわゆるカスタマイズして、艀装して各沿岸に運ぶという供給体制をとっています。これが本格的に動き出したのが昨年12月からでございます。ただ、業者の状況につきましては、技術者の確保とか雇用の確保も一部あるようございまして、工場の稼働とあわせてそちらのほうも一方では、企業としては少し懸念材料になっていると聞いております。いずれ、企業もそういうように打って出ておりますので、県としましても平成24年度末までに何とか船の確保を進めていきたいと考えております。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって養殖業の復興について調査を終了いたします。

この際、執行部から平成24年4月3日から4日にかけての暴風、波浪による農林水産業関係の被害状況と対応についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋農林水産企画室企画課長 それでは、私のほうから平成24年4月3日から4日にかけての暴風、波浪による農林水産業関係の被害状況と対応につきまして、お手元に配付しました資料に基づき説明させていただきます。

箱に囲んだところでございますが、4月16日、昨日12時までに判明した暴風、波浪による農林水産関係の被害総額は、農業、水産業関係を中心に約2億9,200万円となっております。うち被害の大きいものはパイプハウスでございますが、1,378棟のうち、全損が79棟、大半がビニールの剥離でございます。また、あわせて水産物、これはワカメとか昆布でございますが、その流出となっております。引き続き調査を進めて被害の詳細の把握に努めてまいりたいと思います。また、復旧に向けましては、共済制度による対応や施設整備に対する補助等について、市町村、関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

下のほうに被害の状況の詳細についてまとめてございます。農業関係につきましては、約2億900万円の被害がございますが、示してありますとおりパイプハウスの被害が大きくなってございます。それから、林業関係につきましては約1,500万円の被害となっております。それから、水産、漁港関係につきましては約6,900万円の被害となっております。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございます。これまでの対応状況でござ

ございますが、各分野共通の対応といたしまして、被災を受けた農林漁業者等に対する資金融通の確保、それから償還期間の延長等の対応について、系統金融機関等に対しまして依頼をしてございます。また、農業関係につきましましては、農作物や農業施設被害につきまして、各農業共済組合に対しまして迅速かつ適正な損害の評価と共済金の早期支払いの指導を実施してございます。それから、農業改良普及センターが技術的被害対策の指導を行ってございます。林業関係につきましましては、森林公園の倒木の除去を行ってございます。それから、水産、漁港関係につきましましては、被害漁船の漁船保険加入の状況、それから養殖施設、養殖生産物の漁業共済加入状況の情報を収集中でございます。

今後の対応につきましまして、各分野共通のものとしましては、農林漁業者等からの融資相談に対しまして制度資金や貸付窓口等の情報を提供してまいりたいと思っておりますし、農業関係につきましましては、この被害につきまして各農業共済組合に対しまして共済金支払い状況の確認、それから早期支払いの指導をしてまいりたいということでございます。

それから、一番大きいパイプハウスにつきましましては、県単事業等による復旧支援の検討を行ってまいりたいと思っております。

それから、農業改良普及センターの技術的指導を実施してまいりたいと思っております。

林業関係につきましましては、この被害につきまして融資制度や助成制度の情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

最後に、水産、漁港関係につきましましては、被害のうち東日本大震災津波の復旧事業で整備、または整備中の施設、漁具等につきましましては復旧に向け対応を国と協議してまいりたいと思っております。あわせて漁港関係被害につきましましては、県単独災害復旧費で対応してまいりたいと思っております。

○内宮競馬改革推進室競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況等につきましまして、概要を御説明させていただきます。

お手元にお配りいたしましたA4判縦長、2枚物の資料をごらんいただきたいと思っております。まず、平成24年度の開催日数等でございますが、今年度は22開催、年間125日、年間おおむね1,360レースを実施することとしております。また、今年度におきましては、10月からJRAのインターネット会員に対しましても岩手競馬の発売が開始になるということを見据えまして、重賞競走、芝競争を充実させることとしております。重賞競走は、年間21レースから29レースに拡充するほか、地方競馬唯一の芝コースを有する盛岡競馬場の開催を10月以降、1開催ふやすなど芝競争の充実を図ってまいります。

それから、昨年度JRA主催により東京競馬場で施行された南部杯につきましましては、従来どおり岩手県競馬組合の開催により盛岡競馬場において行うこととしております。

次に、2の平成24年度の発売状況等でございますが、(1)の発売額の計画達成状況につきましましては、今年度は4月7日に開催いたしまして、昨日16日までの第1回開催分でございますが、発売額の達成率は104.4%、広域受託発売の計画達成率は95.2%となつてござ

ざいます。

次に、2ページ目をごらんいただきたいと存じます。(2)の岩手競馬の発売額と入場者数の前年度比較でございますが、発売額は8億3,000万円、これは前年度比91.9%、競馬開催場の入場者数は1万6,682人、前年度比112.8%となっております。

なお、前年度の数值につきましては、昨年度は震災の影響でこの時期の開催実績はなかったことから、今回の報告におきましては直近の実績である平成22年度の数值と比較しているほか、震災により廃止となった釜石、福島場外の発売額は除いた数值と比較しております。

なお、表等の説明は省略させていただきます。

○高橋昌造委員長 この際、何かありませんか。

○佐々木茂光委員 今水産関係、農林関係と被害額がそこそこ発表されたわけですが、ワカメが終わって、次は昆布に行くという段取りで恐らく漁業者の人はいたかと思うのですが、このぐらいの被害というのは相当の被害なのです。私が所属している広田湾漁協では、被害額が約3,000万円近いということで、当然昆布が6月中ぐらいまで恐らく作業があったかと思うのですが、次の種目である今度は貝類、カキとか、そういうものまでの間の収入がないわけでありまして。そうしますと、私から見てもやっとな仮設住宅から出て、そこそこの海の仕事に戻ってきた方々が、また仮設住宅に戻るような状況になるのではないかということが一番心配しているわけですが、保険とか共済とかいろいろあるかと思いますが、今後どのような形で仕事を見つけるというのか、その間はどのような形で埋め合わせができるのかなということも、もし当局のほうでその辺考えがありましたらばお示しを願えればと思います。多分難しいと思うのです。

ちょっとぶつちやけた話をしてあれですが、それぞれがまた仕事を探すような方法になるのではないかと思うのです。がれきの片づけ等の仕事がこの間まであったのですが、私とすればせっかく仮設住宅から出てきた方を、また仮設住宅に戻したくないという気持ちがあるのです。ですから、海の方々、また農家の方々も、それぞれがその仕事で継続して働けるという環境をやっぱりつくっていかねばならないのではないかなと思っています。私個人的には、これから漁港の復興、復旧のそこそこの作業が見えてくると思うので、緊急雇用ではないけれども、地元の方々を、例えば20人いれば5人を1パーティーにして2日ぐらいとか3日ぐらいとかという形で幾らかの収入が得られるような方策を見つけていただければなど、知恵を出していただけないかということも思うわけでありまして、いかがなものでしょうか。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 一つは、先ほど漁業共済の加入ということで、収入の補完の意味でありますけれども、いろいろ調べてみましたところ、生産物あるいは施設の共済に入っている漁協、入っていない漁協、これについてはきちっと漁業共済組合のほうで加入を説明し、やはりそれぞれの判断があつて加入しなかった部分もあろうかと思ひます。したがって、そこところはやはり私たちとしては何としても漁業共済に加入

してもらいたいということで今思っております。がんばる養殖復興支援事業の場合は共済に入れないという仕組みもありますが、そこに加入することによって生活資金、賃金がもらえますので、がんばる養殖復興支援事業への加入を進めていきたいというのが一つあります。

それから、がれきの話は、がれきがまだあれば、そこはそれも対象になるかと思えますけれども、あらかたそこになればがれきの撤去というのはできないわけでありますので、そこら辺漁協の状況なんかも見ながら検討していく必要があるかと思えます。

それから、予算の中では漁業担い手確保・育成総合対策事業というのがありまして、中身といたしましては養殖業の緊急施設復旧事業ということで、養殖施設を漁協が敷設する場合、そこに漁業者を雇って施設の、例えばロープに浮き球をつけて、それを結ぶとか、それからコンクリートブロックにロープを結ぶとか、そういう作業をするということであれば、県から漁協に委託事業としてその人たちに働いた部分の賃金が行く仕組みの事業がございます。あとは、定置網のほうも同様に、そういう雇用者、漁業の失業者等を雇用して施設を復旧する場合お手伝いをし、定置網漁業の場合は漁業として操業が再開されたら、そこに乗組員としてやっていく。かつ乗組員としてやりながら、乗らない期間についてはクレーンの資格とか、フォークリフトの運転資格とか、こういうような資格を取るような事業も今整えておりますので、そこら辺の導入を漁協に進めてまいりたいと思えます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 漁港の復興の関係でございますけれども、これから本格的な工事が始まってまいります。過去の例ですと、農業関係者の方々等はいろいろ道路工事の関係で草刈りをやっていただくとか、そういう形のことでお力添えをいただいているという例はありますけれども、これまで漁業関係者の方でそういう形をとったことはございません。こういう状況にありますので、少し漁港の請負工事関係者にもちょっと働きかけまして、何らかのお手伝いができないか等は検討してまいりたいと思えます。

○千葉伝委員 この際ということであります。これまでは、漁業関係の説明があったのですが、ちょっと畜産の関係でお聞きしたいと思えます。

この前の委員会でも話が出た部分でありますけれども、いわゆる放射性物質のセシウムの問題で、私の地域のいろんな方々からこの問題についてどういう対応、対策をしてもらえるかどうか、それから今生産現場で、例えば酪農で牛乳を搾っている、そういった人たちが3月15日、あるいは4月1日からの基準がかなり厳しくなったと、こういうことに対していろいろと不安が出ているということで耳に入っております。

最初に、放射性物質の問題について、今回の基準が変わったところ、どういう対策を進めるかということについて、関係のところに対して説明会等が恐らくいろんなところでやられていると思えます。その中身と、それから今どういう取り組みをしているかと、こういうことでお聞きしたいと思うのですが、一つは草地の関係で除染対策。掘り起こす、あるいは返す、いろんなことをやっているのですが、それに対して県内1万ヘクタール云々と。こういう部分が農業公社、機械等も含めて本当に対応していく状況にあるのかという

ことで、本当に大丈夫かと、どのくらいかかるのかということが一つです。

それから、草地が一番草含めて一番大事な時期に使えない、食べさせられないと、こういう話になってくると、その粗飼料の確保という部分で、今のところは北海道、あるいは海外含めて粗飼料の確保に県の指導も含めて、あるいは各関係団体もいろいろと今頑張っている状況だと思っています。それがどの程度の量が確保される見通しなのか、対応の状況をお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと今廃用牛がストップしているという話も聞くのですが、その状況もあわせてお聞きしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のございました1点目、除染対策に対するもろもろの体制等々、説明会の話も含めてどのような取り組みをしているのかという点、粗飼料の確保の実態、状況はどうかという話、あと3点目は廃用牛の話ということで、私のほうからは1点目と2点目についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、除染対策についてでございますが、除染面積については御案内のとおり、先般の議会等々でお示しをしているとおりで、県内で概数で1万ヘクタール必要だと見込んでございます。実施面積につきましては、3月末現在で県南地域を中心に120町歩が完了しているところでございます。ただし、御案内のとおり除染作業につきましては、当初県農業公社を事業主体として進めるということをお話を申し上げていたところでございますが、なかなか農業公社だけでは当然にこれは短期間に前に進まないということで、本年3月から北海道農業公社からの応援、地域で飼料生産を請け負うコントラクター組織、あるいは作業機械を有する畜産農家の御協力をいただきまして、人とか機械の作業能力の増強を図りまして、作業の短期化に努めていくということとあわせて、現在県南地域から先行して説明会を開催させていただいているところでございます。

除染対策の事業実施に当たりましては、この春の農作業時期に除染ができるように農家の事業参加申出書や参加受託申出書の受け付け期間、期日や着工予定をいわゆる月単位に設定いたしまして、工程表を示しながら協力をいただくコントラクター組織や畜産農家で作業準備ができ次第、順次施行していているという状況でございまして、既に第1次分については着工させていただいているところでございます。

説明会につきましては、今お話したとおり、県南地域から先行して進めさせていただいているという状況だということで御理解をいただきたいと思います。

粗飼料の確保の状況でございますけれども、こちらのほうは農業団体の注文があった4月分の代替飼料の量につきましてお話を申し上げたいと思いますが、酪農分で2,700トン、肉牛で4,700トン、合計で7,400トンでございまして、4月分については全量確保済みでございます。農業団体に確認をしましたところ、港から本県に運ぶトラック、あるいは乾草を現地でおろすフォークリフトが不足しているということで、量は全部確保してございますけれども、未配達のものが肉牛分で1,300トンあるとお聞きしているところでございます。県では、現在トラックやフォークリフトの手配が進むようにトラック協会等に対し

まして国を通じて要望してございますし、あわせて乾草の保管庫が足りない、不足ぎみだというような話も聞いてございますので、この点につきましては県有施設等で使用可能な場所がないかどうか、今調整をしているといったような状況でございます。

最後、ちょっと一つだけお話を申し上げたいのですが、前段に千葉委員からお話があった、いろいろ不安があるという話は十分に認識させていただいているところでございます。いずれ県では、昨年度から引き続き今年度の当初予算におきましても、牧草地の再生対策、いわゆる除染対策、そして利用自粛牧草等の処理、いわゆる処分の問題の対策、そして廃用牛の適正出荷などを進めるための放射性物質被害畜産総合対策事業、県単事業を創設しまして、既に県内農業団体、市町村、県、それぞれの役割分担というのを明確にしながら連携を図って今進めているところでございます。今後は、これらの施策内容なり工程表というのをやはり生産者にちゃんと示して、周知徹底を図りながら少しでも不安感を払拭して可能な限りの事業の短縮化、短期化に向けて早目早目の対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○及川振興・衛生課長 廃用牛の滞留状況につきましては、肉用繁殖牛、それから乳用牛の廃用牛については、通常成牛市場に出荷されてございますけれども、御案内のとおり8月1日から12月まで開催が中止されまして、また岩手畜産流通センターでの屠畜につきましても、これ肥育牛、通常の肥育牛を優先的に行っていたために廃用牛の多くが出荷できずに牛舎内に滞留しているところでございます。また、本年4月以降、いわゆる新基準値を超過した牛肉を流通させないという観点から、屠畜場に出荷する際には放射性物質の濃度算定の推計値が50ベクレル以下のものといたしまして、50ベクレルを超過する牛については出荷延期等の指導を行っているところでございます。

それから3月21日に屠畜いたしました、これは全頭検査対象農家のホルスタインの廃用牛でございますけれども、牛肉の精密検査におきまして50ベクレルを超過する、そういった事例が発生してございまして、これを受けまして23日以降の屠畜を一時中止したところでございます。この原因究明ができるまでの間、屠畜場への出荷を一時自粛させていただいたところでございます。これにつきましては、飼料の切りかえが十分なされていなかったということ、それから放射性物質を測定いたしました工場と異なるところの飼料を給与していたということで、それらの点が農家に十分周知されていなかったという点がございまして、それを踏まえまして県といたしましては全農家の皆様方にリーフレットをもって周知させていただいたところでございます。こういった取り組みを経まして、昨日、4月16日からでございますけれども、屠畜場への廃用牛出荷、これを全面的に解除させていただいたところでございます。

それで、廃用牛が滞留しているということでございますが、現在推定値でございますけれども、約1,300頭が滞留していると考えられますけれども、屠畜場の再開等によりまして、順次これも減少していくものと考えてございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。どうなっているのかというあたりがきちっと生

産者を含めて関係のところをしっかり届くという形が望ましいし、それに向けて説明会を含めていろいろとやっていたらと思います。この分については了としたいと思います。

お答えいただいた分の中で、そういった説明会をしたときに、この間新聞にちょっと載ったのは市長会の説明会があったと。そのときにいろいろと出た御意見等の主なものがどういうことだったのか、ちょっと再度確認したいと思います。市長たちから県の今のやり方、対応について、何かいろいろと御意見が出たと新聞に載っていましたが、それはわかる範囲でお願いします。

あと粗飼料の確保の分については、月ごとでいろいろやっていて、今4月分については先ほど聞いた量で進めていると。ただし、まだちょっと行き届かない分があるということですが、お聞きしたいのは、これから先、まだ5月、6月、7月、8月とずっといく中で、確保できる見通しが、どこまで今のところ立っているのかということ。そして、もし確保できないという話になってくると大問題になるでしょうから、その次の段階では県、あるいは農業団体も含めて最大限どのようなやり方をしていくのかということを知りたいと思います。

それから、除染の対策についてはなかなか大変な面積だということで、それぞれ進めていくには公社の機械等々、その最大限という話、それではとてもではないが間に合わないよということで、北海道の公社も含めていろんなコントラクターを含めて対応していくということでもあります。そういうことをしていかなないと、ずるずると1年以内の話ではなくて、2年、3年にかかるおそれも私はあるのではないかなと。私の地域に葛巻町があるのですが、酪農の関係の人たちからお聞きすると、もっと県のほう、あるいは公社を含めて団体でやるというやり方はあるのだけれども、もう一つは北海道の民間で既に葛巻町に来て、一括して委託する作業をやっているところがあると。そういうところにこの除染作業をお願いするということを進めれば、もっとやり方が出てくるのではないかという話もされたのですが、そういったあたりは対応可能なかどうかということを知りたいと思います。

それから、最後の廃用牛の問題については、当然基準を超えれば出さない、出せないということで対応していくということですが、屠場のほうで廃用にする場合の処理の場面で考えると、当然消費者にはそういうものは出さない。ところが、廃用牛の予備群が今1,300頭ぐらいいるということで、それらが出されたときに、私はまた同じことを繰り返すおそれがあるのではないかなという懸念です。計算をしたときに50ベクレルを超えるものがその中から出てくる可能性があるのではないかなと。そうすると、その都度ストップさせるのかということに今後の課題が私はあるのではないかなと。

一つの考え方は、例えばBSEのときみたいに検査をきちっとやって、検査して、その基準を全頭、結局それを処分するぐらいの考え方もあっていいのかなと。そうでないと、またいつそういった状況になるのかという心配が出てくるという話も聞くので、それはもし可能であれば、その分を県単なら県単でもいいから、あるいは放射能ですから、後々東

京電力に賠償請求してもいいから、県が先にそれをきちっとやったほうがいいのかなという思いをしております。それに対しての考え方をお聞きしたいと思います。

○杉原農政担当技監 市長会のと時の話でございますけれども、市長会のと時に現在の畜産の放射性物質の影響の関係、それから対応の方向等説明をさせてもらいました。実際、地域によってかなり異なるわけですが、県南地域中心に遠野市長とか奥州市長から出されたのは、事前に行くのではなくて、出てから対応していくという後追い型になっているという話の一つ出されました。要するに、モグラたたきのようにやっていくということなのだと思います。

それから、県の中で農林水産部があるわけですが、他部局、対策本部もあるわけですが、それが外から見ると一本化していないで縦割りの色が強いのではないかと。それぞれがやっているのだけれども、一本化していないのではないかとこの話も出されたところでございます。ですので、いろいろ各地域でやっているのだけれども、それがどうもやっているところが見えないということで、稲わらにしても、牧草にしても、今保管している量にしましても、堆肥の保管、区分保管をしているわけですが、かなり量的にふえてきているところなのですが、それがなかなか解消の方向に向かっていないのではないかとこのおしかりをいただいたところでございます。

先ほども説明をしましたが、そういう中で3月には県南局のほうに相談窓口もつくって現地の指導チームもつくるということで、現場に沿うような形で、県南中心で農家の意見を聞きながら適時にやるということを進めてきているところでございますけれども、市長会ではそういう意見が出されたところでございます。

あと1点、北のほうも久慈市山形あたりは、放牧地、短角牛等もありますので、そういったところも懸念されるとか、全県に広がってきているということも出されました。あとは、牛乳の関係が出されて、2月までは不検出ということだったのですが、3月になりましたら若干検出されているということもあって、何で3月に出てきたのだとか、今後牛乳についてどうするのだとか、そういう話も出されたところでございます。

○渡辺畜産課総括課長 私のほうから3点、御質問に対してのお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、長期にわたる代替飼料のスキームについてできているかというお話だろうと思いますが、県では国に対しまして国内外からの確実な粗飼料の確保というものについては随時要請をさせていただいてございます。市町村、農協などに対しましては、乾草、サイレージなどの供給に関する情報の提供やあっせんを行いまして、安定的な粗飼料の確保を進めてまいりたい。農業団体におきましては、畜産農家に直接現物の飼料を供給しまして、これに要した経費につきましては東京電力のほうに損害賠償を請求していくという仕組みで、この2本立てで今やってございますので、当面はこの中身で進めてまいりたい、大丈夫だろうと考えてございます。

2点目でございます。除染の効率化、短期化に向けていろんなやり方があるのではない

かというお話でございます。今委員からおっしゃられた話も、県としましては、ぜひそういった応援をいただきたいなと感じているところでございますが、現在県の農業公社のほかにも、先ほどもお話ししましたけれども、具体的に申し上げますと北海道農業公社、市町村なりの公社で2カ所、あるいは県内にコントラクター組織26カ所ありますけれども、このうちもう既に3カ所が動いてございます。特に飼料生産を行いますコントラクター組織、この26組織をある程度動かせば相当短期化に向けて期待できるのではないかと考えているところでございまして、いずれ県外からの応援も拒まないといいますか、積極的に入れて、とにかく短期化に努めていきたいと考えてございます。

あと3点目は、廃用牛の問題でございますけれども、廃用牛については今回の基準値が下がることによって、放射性物質の基準値が下がるまでの間、出荷できない、いわゆる出荷遅延牛というのが、相当ふえるだろうということは初めから予想されているところでございます。ただし、これはずっと続くわけではなくて、いつかふえて後段になったら減っていくということで推測してございまして、というのは何かといいますと、既に本県におきましては国の指導に基づきまして、この4月1日から100ベクレル以下のえさにすべて切りかえが済んでいるということが前提になってございます。あともう一つ、出荷する廃用牛については放射性物質を含まない飼料直しを徹底させるという、この2本立てで周知を図っているところでございますので、年度当初にはいつか遅延牛がふえますけれども、それについては集中管理施設を1カ所ふやしてございますので、そういう対策でいいで、あとは今言った切りかえと飼料直しで何とかできるのではないのかなと考えているところでございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。いずれ畜産農家ばかりではなくて、シイタケも含めていろいろな部分がまだまだこれからしっかりと対応していかなければならないという状況だと思っています。今お話しいただいた部分をしっかりと取り組んでいただくということでお願いしたいわけですが、そういった心構えを含めて県の農林水産の立場からすれば、部長から、今後も含めてどう対応していくかをお示してください。

もう一つ、ちょっと確認は、牛乳の話が出ました。牛乳は50ベクレルということで、つい何日か前、奥州市で学校給食だったか、牛乳の分については25ベクレルを基準にすべきではないかという話が出て、奥州市議会だかでもめているというか、どうする、どうするという話になっていたということなのですが、この件は勝手に市町村単位ごとでそういう基準づくりみたいなことがあると、ますます混乱するのではないかなと、私はこういう思いをしております。したがって、そこの分は県のほうでも国の基準は基準でもう決まっているし、県はきちっと50ベクレルで進めているということをやっぱりやっぴかかないと、ではおらほは10ベクレルだとか、全くゼロでなければだめだとか、そんな話はかえって県民なり、消費者も含めて混乱を起こすことですので、そういったあたりの対応というのはしっかりとすべきではないかと私は思っています。その考え方をちょっとお聞きしたいと思えます。

○東大野農林水産部長 今回の質問でございますけれども、畜産関係、特に今喫緊の課題としては牧草の更新、これをやり遂げないと、粗飼料関係をもとに戻せないということがありますので、肥育関係についてはえさの切りかえが済み、検査結果を見ても問題はほぼ解消しつつあるということでありますけれども、牧草の問題を解決しないと酪農、そして繁殖の問題は解決しませんので、この牧草、草地の更新に全力を挙げて進めていくということもありますし、あと、農家にまだある汚染されてしまった粗飼料、牛ふんがありますので、その回収もあわせて進めていかないとともに戻っていかないので、それに取り組んでまいります。

それから、今国が定める基準以外の基準でというお話であります。我々農林水産部としては国の定める基準をきっちり守って、それ以下の生産物を供給していくという姿勢で取り組んでまいります。ただ、生産者サイドなので、それ以上低い基準を定めることが適当、不適當という物言いの仕方は、非常に言いにくい立場であります。とにかく我々としては基準以下、それも、もしそういう状況にあってもできるだけ低減するといった取り組みをこれからも続けていくという姿勢で取り組ませていただきたいと思います。

○工藤大輔委員 今回の最後の放射性物質の関係の件で、千葉伝委員の質問に関連してお伺いしたいと思います。他県においても、また県内の自治体においても、それぞれの数値で判断をしながら安全な食材を提供していくと、また販売をしていくという考えは、日本全国起り得る話だなという思いもします。自主的に責任持ってやるということであれば、それはそれでひとついいと思いますが、国の基準値をオーバーしていれば東京電力の賠償の対象にはなると思いますけれども、問題となるのは自主的に数値を決めた際に、出荷を見合わせたものについて賠償の対象になるのかどうかということが次にひとつまた問題になってくると思いますが、それについての県の考えは現状のところどうかお伺いしたいと思います。

○東大野農林水産部長 東京電力の賠償請求の取り扱いでございますけれども、今その取り扱いについては取引上で、これ以下でなければ取引しないと相手先が言うようであれば、その証拠書類をきっちりとってください。それで出荷ができなくなりましたという形であれば、風評被害なりの形で賠償請求に持ち込むというやり方をとることで対応してまいります。

○工藤大輔委員 今回の説明であれば、取引上の影響が出る際というようなわけですが、恐らくそれぞれの生産物、さまざまな取引相手がいる中であって、一律ということはなかなか厳しいのかなと。例えばA自治体で生産されたものの取引の際は国の基準値でいいですよと、B自治体のところは、低くなければだめだと。その低いにもやっぱり限度があったりすると思いますけれども、それらの判断というのはどのようになっているのでしょうか。

○東大野農林水産部長 具体的な取引の関係で、通常取引先がございますので、その取引先の要求として、これ以下でなければ今後取引しませんと、相手方が意思表示するのであれば、先ほど申し上げたような対応、方法をとるという意味でございます。市場一般が

言ってみれば基準値を下回っていても全く取引が成立しないという状況、部分的にはあるかもしれませんが、全般的にそういう状況ということではございませんので、それについてはまた別にどういった証明の方法をして賠償に持ち込むかという検討をしなければならぬと考えます。

○**工藤大輔委員** 恐らく個別具体になってくると、県の姿勢はそれでいいのかもしれませんが、東京電力サイドで、いや、それは困るだろうから、結局支払われる、支払われないのところで、やはり考え方、また隔たりが出てくるかと思いますが、最大限県内の生産物が安定的に出されるように、相手側の要求がそうだとすれば、それに沿って進めていただきたいということはきょうの段階ではこのような話にしたいと思いますが、一方で取引先が求めていなくても自治体サイドがその基準を設定しているということが全国にもあります。マスコミ報道だったと思いますが、私ちょっと記憶しているのが、自治体等で基準は定めて、そこで出荷を見合わせた場合、あるいは今回の新しい基準値に、そこに入らないように、できるだけ安全な線を引いて、かなり低く設定をして、国の基準では大丈夫なのだけでも、一つでも出せば、それら関係のものが出荷停止になるということの影響を避けるために、出荷を見合わせていくように行政的な指導をしているような自治体もあるようであります。そこに対しては、東京電力サイドからも賠償の対象とするというものがあるということで私ちょっとマスコミ報道で見たのですけれども、そういった状況を県では把握されているのかどうか、またそのような話を東京電力サイドとしているのかどうかお伺いします。

○**東大野農林水産部長** 今具体的にどの自治体がそういった低目の規制をしいているかということは、申しわけございません、現在把握しておりません。

あともう一点、そういった低目の規制を自治体が引いた場合に東京電力の賠償請求上の取り扱いがどうなるのかということでございますけれども、市町村も含めて自治体が出荷を制限するということが基本的にできる枠になってございますので、たとえ国の基準を下回って自治体が、これ以上は、自分の市町村なりのものは出荷してはいけませんということを具体的に制限すれば、それは損害賠償請求の対象になり得ると考えますが、ただそれに対して東京電力は、その低く設定することについての合理的な説明というのを求めてくると考えられますので、そういったケースで損害賠償が具体的になされたかについては調べさせていただきたいと思います。

○**工藤大輔委員** 自治体、あるいは生産者団体がそういった形で自主的に線を設けて風評被害等が出ないような形で対策を講じているというところもありますので、それは全国にまた他の自治体の状況をさまざま見聞きしていただきながら、そういった認めてもらえるのであれば、そのほうが私はいいと思いますので、結局厳しくなっても一つでも出せばかえって風評被害で大変な状況になってくる、生産の出荷をとめなければならないというような状況も出てきますので、賠償してもらえるのであれば、しっかりそれらは求めていったほうが私もいいのではないのかなと考えています。その状況を的確に把握しながら

ら強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

○郷右近浩委員 千葉伝委員、そして工藤大輔委員の質問に関連して質問させていただきたいと思います。

先ほど来のお話、給食の部分、これはまさに私の住んでいる奥州市の話でありまして、給食の食材について20ベクレルというような基準を設定された。これは、請願を受けての対応ということでございますけれども、私自身も確かに子供たちに対して、口に入れるものに対して、本当にきちんとした対応をとっていかなければいけないということに関しては、同趣旨な考え方をするものではありませんけれども、1点やはり心配するのは、これによって、20ベクレル以上出たとなった場合、そのときの食材が、例えばハウレンソウなどで出た場合、奥州市がこれまで進めてきた地産地消であったりとか、食材の仕入れ先であったり、そこで給食に使われなかった食材が出ました、どここのハウレンソウはだめでしたということになったときの風評的な被害というものを本当に心配しております。

そうしたことで、その産地、品目というものが出た場合に、例えばスーパーなんかでももしかしたら売るのが控えるような行動になるのかもしれないということを考えたときに、もちろんこれは市町村独自で考えられた、議会で判断されたことですから、それに対して県として指導というのなかなか大変なのはわかりますが、放射能のそうした汚染というか、影響があったものに対する対応について、どのような形で市町村とのやりとりというのは現在もやっているのかということをお聞きしたいと思います。

○東大野農林水産部長 当部で放射能対策の関係で、具体的に市町村とやりとりしているのは、どちらかというと除染なり、あるいは飼料の問題なり、そういったものにどう対応するかということでの市町村のやりとりはございます。相手方も農林水産サイドですので。ただ、今お話のあったような基準値をどう設定するかというのは、どちらかというと食品衛生サイドでのお話かと思っておりますので、そういった意味での市町村とのやりとりは、当部はいたしておりません。

○郷右近浩委員 確かに本当に親御さんたちのお気持ちから考えれば、このような請願が出てくること、そしてもちろん子供たちの環境をよくしていきたいといったような思いというのは本当にわかります。わかりますが、そうした中で、今度は逆の面からすると、岩手の農林水産物の今後がかかってくるような問題でもありますので、ぜひとも市町村ともそういう対応をどのようにしていくかということで、じっくりまたお話ししていただければと思いますが、その点についてお考えをお聞きしながら終わりたいと思います。

○東大野農林水産部長 なかなか生産サイドで食品衛生部分にかかわる話し合いというのはしにくいところもございますけれども、広く風評対策も含めて市町村とは対応の仕方を議論していきたいと考えます。

○千葉伝委員 ごめんなさい、私の関連でいろいろと出たので。私の考えといったのが、国の基準が50ベクレルということで今国も県も進めているということで、もちろんそれぞれの考え方があって、含まれていないほうが一番これはいい話である、それから低いほど

いいと、それはそれぞれ考え方は出てくると、これを私は否定している話ではありません。問題なのは、例えば 20 ベクレルなら 20 ベクレルといったときに、今の検査機器を含めて、そういった対応が私はまだ不十分ではないかなという思いをしております。そういったことも考えながら、あとは今たまたま奥州市がそういうことでの対応をしているのですが、ほかの県内の各市町村が、ではおらほも、おらほもということで、おらほはもっと厳しくすると、こういう話になったときに問題が私は生じてくるのではないかなと。その分については、工藤大輔委員がおっしゃった、国ないしは東京電力に対しての対応の仕方をしっかりと確認した上で、それぞれの市町村独自のやり方と、これはあり得るかもしれませんが。その分については、私は、いや、それはおかしいと、こういうことを言ったつもりはありませんので、それは誤解のないような対応をしていただければと思います。もちろん部長から先ほど御答弁いただいたやり方を進めて、現段階でそれはそのとおりであると思います。

○岩崎友一委員 私は1点だけなのですが、新おおつち漁協に関して、地元でも細かい情報はいろいろ飛び交ってしまっていて、自分も頭の中で整理できていないので、大きな点だけ、ちょっと1点確認させていただきたいのですが、組合員が800人から150人くらいですか、減ってスタートして、出資金も2,000万円ということで、これから新たな補助金の受け皿としてもしっかり機能しなければならない立場であるわけですが、もちろん漁業において2,000万円という金では何もできないということで、資金調達も必要になってきますし、そういった中でしっかりと事業計画をつくってやっていかなければならないとも思うのですが、正直な話、今の漁協の体制ですと、そういったことがつくれないうるか、事業計画もなかなか今前に進んでいないというような状況であると。これは、県のほうでも恐らく認識していると思うのですが、そういった状況を踏まえて、一義的には県漁連の管轄になるのかもしれないのですが、県としてそういった状況をどうとらえているのか。また、今後支援の形というか、県としてどういった取り組みを行っていくのか、まずこのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大友団体指導課総括課長 新おおつち漁協の関係の御質問でございますけれども、新おおつち漁協につきましては3月1日に設立になったところでございまして、大槌町漁協の経営状況が非常に厳しいということで、新たな漁協組織を立ち上げたということでございますけれども、まず職員体制とその他につきましては、まだ本当に緒についたばかりということでございまして、予定していた職員数よりも少ない体制だということは承知しております。現在、系統機関のほうで、信漁連、あるいは県漁連のほうで人的支援の具体的な検討を進めていると聞いておるところでございます。事業計画につきましても、総会のほうで出されている現在の事業計画につきましては、系統金融機関のほうでも中身を審査しながら出しているものでございまして、十分に資金的な手当てとか、そういったものも施されるというような中身になっておりますので、大丈夫やっていけるものだろうと考えてございますけれども、現地の水産部、あるいは私どものほうも新漁協の運営が円滑に進

むようにさまざまな支援を今後もしてまいりたいと考えてございます。

○岩崎友一委員 ただ、漁師からいろいろ話を聞きますと、非常に不安だと。漁協が漁師にどういった説明をしているのか、ちょっとそこはわからないのですけれども、なかなか具体的な漁協からの話がないし、今、ワカメですか、そういった現場に行くと、自分たちはどうしていいのかという、そういった話ばかり聞こえてきます。今のお話ですと、人的支援等も含めてこれからあるということですが、これからウニが始まり、サケ、アワビと続くと思うのですけれども、やっぱり自然相手に、時期を逃すと収穫できないという形になってしまいますので、その実態に関しても県として把握していただいて、県漁連、信漁連通してもいいのですけれども、しっかりとした形でサポートというか、指導のほうをお願いしたいと思います。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

○高田一郎委員 二つほど。

○高橋昌造委員長 皆さんにお諮りします。昼食時間にかかりますが、引き続きこの審査を継続いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高田一郎委員 私は、2点ほどお伺いしたいと思います。シイタケの出荷自粛、それから今議論になりました牧草の除染対策についてお伺いしたいと思います。

まず、今議論になりました牧草の除染対策でありますけれども、今回の除染対策については、牧草の放射性濃度が300ベクレルを超えたところは、農地、土壌の反転、それから100ベクレルから300ベクレルについてはロータリー耕による攪拌という説明をいただいております。これは、それぞれどの程度の面積を見ているのかということ。

もう一つは、ロータリー耕による攪拌というのは、私も農民ですけれども、どれだけの除染効果があるのかというところで非常に疑問なところがありますので、それに対する答弁をいただきたいと思います。

それから、面積の大きさから、やはり除染をスピード化していくためには農家の皆さんにも協力いただかなければいけないということで自力施工の協力を呼びかけているわけがありますけれども、これは本来であれば100ベクレル以上については、すべてプラウ耕で対応したほうが一番いいに決まっているのですけれども、それができないのはどういうところに原因があるのか、その具体的な理由があれば説明していただきたいと思います。

それから、県南地方での説明会が相次いで行われておりますが、その中の要望の一つに、農家が農業公社から委託をして除染対応を行えば、1ヘクタール当たり11万6,000円という委託料、数字も出ております。これに対して、農家からは非常に少ないではないかと、そういう意見、議論も行われております。燃料の高騰とか農業委員会の単価からしても、ちょっと低いのではないかと。これに対しては、県も見直しをしたいというような答弁もされている記事も伺っております。これについてどのような見直し検討がされているのかということ。

最後に、公共牧場について、2月定例県議会の中でも27の公共牧場が使用できないということで、これについては他の公共牧場で受け入れを調整しているというのが議会の答弁でありました。その後の調整状況、対応についてどうなっているのかということについてお伺いしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま除染対策等々に関連しての質問を幾つかいただきました。一つ一つお答えしたいと思います。

まず、プラウ耕なりロータリー耕の対象となる面積はいかほどかということです。前段にもお話し申し上げましたとおり、現時点におきまして概数で除染対象面積1万ヘクタールとお話ししましたがけれども、そのうちプラウ耕、いわゆる300ベクレル以上の分は、約2,600ヘクタールと認識してございます。よって、ロータリー耕の分は7,400ヘクタールと考えてございます。ロータリー耕による効果についてはいかほどかということは、今までも議会等々でお話をさせていただきましたけれども、300ベクレル以上のところについてはプラウ耕による天地返しということで、牧草特有のいわゆるルートマットを寸断する、深層部にすき込んで寸断するという効果がありますし、ロータリー耕については、300ベクレルから100ベクレルの部分については攪拌によって希釈効果、土壌への吸着効果で、放射性物質の低減の効果が十分期待できるということで、一応弱くはさせていただいているところでございます。ですので、100ベクレル以上、これはプラウ耕でやったほうが良いというのはそのとおりなのですが、そういったデータもありまして、これは国の指導に基づきましてそのような振り分けをさせていただいているところでございます。

あと、単価の見直しでございますが、一応、県としての積算単価というのを1回お出ししたところでございますけれども、その後現場での意見交換、あるいはコントラクター組織や畜産農家の保有している重機、作業機というのを実際確認させていただきまして単価の見直しをさせていただきました。県の積算と申しますか、基準単価につきましても多少見直しをしたのですが、結論的に言いますと、今回の標準単価の見直しを含めまして、事業主体である農業公社のほうでは、プラウ耕による農家の受託単価につきましては、当初は1ヘクタール14万円程度ということでお話をさせていただいてございましたけれども、基本単価として18万円ぐらいにアップさせたい、ロータリー耕につきましても17万4,000円ぐらいにアップさせていただきたいと。これは、あくまでも基本単価でございますので、受委託の回数ですとか距離だとかということになると、また当然これはぶれが出るというのはそのとおりでございます。

最後の質問でございますが、公共牧場の問題でございます。御案内のとおり、県内では114の公共牧場がございまして、使えないところが27牧場あるというのはそのとおりでございます。その後調整をさせていただきましたところ、25の牧場で受け入れ可能ということで、今マッチングしている最中でございます。

○高田一郎委員 ありがとうございます。ロータリー耕による攪拌については期待できるという答弁でありましたけれども、実際、攪拌を行って除染効果が具体的にあらわれて

いるという、何か科学的な説明ができれば私は安心するのですけれども、その辺のところをちょっと説明していただきたいというのが一つです。

それと、あとは公共牧場の利用についてですけれども、25の公共牧場で受け入れができる方向だということなのですが、これは、27の公共牧場を利用している方々が問題なく他の公共牧場で受け入れが可能になる頭数が確保できるのかどうかということも説明していただきたいと思います。

それから、除染を行わなければならない牧草地の中では、プラウ耕で牧場に入れないとか、そういう地理的条件、場所もあると聞いています。さらに、耕起すると石が出てくるとか、さまざまな課題もあるようです。必ずしも300ベクレル以上の農地にプラウ耕が入れないという場所もあると聞いています。それについての対応をどのように考えているのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のございましたロータリー耕の技術効果についてでございますが、福島県の農業研究センターでの実証事例でございますが、ロータリー耕単独でやった除染効果として低減率5割というデータがございます。国のほうでもこの福島県の事例をもとに、そういった対応を今各県のほうに指導していると聞いているところでございます。

公共牧場の問題につきましては、27の牧場での上場農家が、このような状態であれば、来年もあわせて放牧をしたいと思っている人もいれば、いや、ことはいいと言っているような農家もございますので、それを一つ一つ今チェックさせていただいているところでございます。

あと、除れきの問題につきましては、基本的には今県のほうの積算単価としては、その部分を入れてございませんけれども、いずれ農業公社ともお話し合いをしながら、この問題につきましては、今後現場の状況を見て、第1次分の着工、もう既にしてございますので、その状況を見ながら今後の対応として検討させていただきたいと思います。

○高田一郎委員 福島県で行った、いわゆる攪拌による除染対応について、除染効果は50%だというお話をされました。今回ロータリー耕による対応というのは100ベクレルから300ベクレルの値なのですけれども、例えば300ベクレルに近い農地の場合、50%となると100ベクレルを超えるような数字になってくるわけですけれども、こういったところについてはどのように考えていったらいいのかと。せっかく除染をした後に、さらにまた濃度の高い牧草になってしまうという問題も出てくるわけですけれども、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

○渡辺畜産課総括課長 先ほどお話を申し上げました福島県の話につきましては、国のほうでも一応提示している数字ということでお話をさせていただきました。今委員がおっしゃったとおり、50%で大丈夫なのかという話は片方にあるわけでございますけれども、実を言いますと昨年度に国の予備費を使いまして放射性物質の吸収抑制技術実証というのをやっております。これは、うちの畜産研究所でもやっております、間もなく春を迎

えてございますので、その効果が出てくると思っておりますので、ロータリー耕と一言で言いましてもいろんな技術対応があると思えます。単純に耕起するだけでいいのかとか、ゼオライトはまだ認められてございませんけれども、いろんな方法が考えられると思えますので、まず昨年度から引き続いてやっている吸収の抑制効果、それを見てから判断していきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 ロータリー耕による除染については、課題もあると思えますし、対象面積からすればロータリー耕による攪拌もやむを得ないと思えますけれども、やっぱり技術指導も非常に大切だと思えますので、これについてはしっかりと対応していただきたいと思えます。

最後に、シイタケの出荷自粛に対する対応ですけれども、この問題についてもシイタケ農家が大変意欲をなくして、本当に存亡の危機になっているというのが現状だと思えます。この間県南地域でも説明会が開催されましたけれども、県では一応、汚染されたシイタケは市場に流通させないということで、全戸検査で対応しているということでもあります。今農家の方の要望というのは、全戸検査は大事だけれども、原木ほだ木そのものの検査をしっかりやるべきだという話が出ているのです。これは、私は当然だと思うのです。といいますのは、既にシイタケ農家は実際ほだ木、原木を検査しているのです。そうすると、もう50ベクレルどころでなく高い数字が出ているのです。それをわかっていながら高い燃料費を使って生産しろと言うのかと。全戸検査よりも、やっぱりしっかりと原木を調査すべきではないかという声が出ているのです。それに対して、なかなか難しいというのはどこにあるのか、県としての考えをお伺いしたいと思えます。

それから、平成24年度の第1次補正予算でもシイタケ生産農家に対する15億円ほどの追加支援策が行われました。特にこの中で原木ほだ木の更新とか、確保状況がどうなっているのかということと、あるいは汚染された原木ほだ木等の処分方法、国が方向性をまだ示していない中で、国の対応待ちにならずにしっかりと対応いただきたいということを農林水産委員会で申し上げてきた経過がありますけれども、これについてはどのような対応をされているのか、この点についてお伺いしたいと思えます。

○佐野林業振興課総括課長 今は、基準値を超えた生産物が消費者のほうに流通しないようにということで生産物の全戸検査をまず優先して進めているところでございますが、いずれ原木ほだ木の検査も全戸検査を行う方針で進めてまいります。生産者個々に原木ほだ木を使ってはいけないという形で進めざるを得ないものですから、そういったことで原木ほだ木についても全戸をやっていく必要があるということで、これについては生産物の検査と日を置かず引き続き進めるようにしてまいりたいと考えております。

それから、原木ほだ木の更新に当たっての確保でございますが、県北地域のいわゆる汚染されていない地域における原木については十分数があると聞いておりますので、マッチングをきちんと県森連等を通じて行ってまいりたいと考えております。また、原木ほだ木の処分につきましては、なかなか国の方針が出ないということで、再三再四早く示すよう

に求めているところでございます。私どものほうで勝手な方法で進めても、それが違うという形になって手戻りになっていけないということがございますので、なかなか県独自としての処分方法についてお示しできていないということでございます。

○高田一郎委員 最後に、東京電力への賠償にかかわってお伺いしたいと思うのですが、これまで東京電力はシイタケ生産農家に対して、原木ほだ木の収穫が見込まれる数年間にわたって、予想損失も含めて賠償の対象にしたいという説明がされております。しかし、生産者によっても1本の原木ほだ木から生産できる年数というのは、その生産農家によって4年の人もあれば5年の人もあると。そういう違いもありますし、さらに価格についてもやっぱり生産者によっては違いますし、すべて平均価格で賠償の対象にされては、一生懸命頑張って高いシイタケを出荷した人にとっては非常に不利になるわけです。この辺の整理をきちっと行って、しっかりと実態に合った全面賠償を求めていくということが非常に大事になってくると思うのですが、その辺についての県の考え方、対応について確認したいと思います。

それから、全面賠償については、これから毎月補償すべきだということを議会でも何度も委員から質問がありました。1月請求が4月になると、本当にそういう3カ月サイクルではどんどん、どんどん農家が意欲をなくしていくのではないかと思いますし、現に私が住んでいる県南地域でも離農していく農家がどんどんふえているわけです。その点について、毎月補償してほしいという農家のせつない要求に対して、どういう要求を東京電力や国に対してしているのか、そして国や東京電力の対応はどうなっているのか、そのことについてお伺いして終わりたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 生産者個々によって、それぞれ生産年数ですとか単価について違いがあるということでございますが、例えば原木ほだ木の補償につきまして、生産者それぞれ単価を使えないかという形で交渉してまいりたいと考えております。

○千葉担い手対策課長 東京電力に対する早期の損害賠償についてでございますけれども、これまで県とすれば国、あるいは東京電力に対しまして早期に支払うように、具体的に言いますと請求した翌月に支払っていただくように、これまでもいろいろと陳情を重ねてきたところでございます。今後も引き続き陳情を重ねまして、早期の支払いを求めてまいりたいと考えております。現在のところ、先ほど委員おっしゃったとおり、1月請求のものが4月に支払われるという予定になっておりまして、3カ月程度のおくれが出ておりますので、翌月に支払われるようにこれからも要請してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 国や東京電力の対応はどうかということですか。

○千葉担い手対策課長 要請をしているところでございますけれども、東京電力側からは明確に翌月に支払うという回答はまだ得られていないところでございます。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

なお、委員各位にお願いがあります。今年度の委員会調査にかかわる経理の方法についてでございますが、後ほど事務局から文書でお知らせいたしますので、御了承を願いたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。